和歌山県青少年健全育成条例改正

平成19年10月1日 施行

青少年に対するがん具銃（エアソフトガン等）の販売・貸し付け等の規制を強化しました。

改正の理由と内容は・・・

近年、エアソフトガンなどを使用した事件・事故が発生し、社会問題となっています。
18歳未満の青少年に対して、弾丸の運動エネルギーが、**0.135J（ジュール）を超える威力**を持つ『がん具銃』の販売・貸し付け・贈与等を禁止するものです。

基準となる0.135J（ジュール）とは・・・

弾丸が4メートル先の新聞紙を5枚貫通する程度の威力です。
人に弾が当たると内出血などの怪我を負わせるおそれがあります。

違反すると・・・

30万円以下の罰金になります。

お問い合わせ
和歌山県環境生活部共生推進局
青少年課 健全育成班
〒640-8585　和歌山市小松原通1-1
TEL 073-441-2502　FAX 073-441-2501

この印刷物は地球環境に優しい100%再生紙、大豆油インキを使用しています。